

●韓国IPGの活動

- ・第31回韓国IPGセミナー「韓国における営業秘密漏えい対策」を開催しました 01

●IPを知ろう

- IPニュース 05
- 「新・知財最前線は今」 06
- ・第3次国家知識財産基本計画（2022-2026年）の概要
- ・コロナ禍でも伸びる韓国の産業財産権出願件数
- ・追う立場から追われる立場に変わった韓国



韓国IPGへのメンバー登録

韓国IPGへのメンバー登録は下記のURLよりお願いします。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipg/>

韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です。



事務局からのお知らせ

初夏の候、皆様いかがお過ごしでしょうか？ ジェトロ韓国知財ウェブサイト (<https://www.jetro.go.jp/korea-ip/>) には、最近の韓国知財ニュースや法改正情報、判例解説などを掲載しています。是非ご覧ください。



CAUTION

韓国IPG Informationに掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。



知財トリビア!

「超越」と「現実世界（宇宙）」とを組み合わせた、今流行りの造語は何でしょうか？

- ① ユニバーサル ② バーチャルリアリティ ③ メタバース

※ 回答は(4頁)下部に掲載しています。

●韓国IPGの活動

第31回韓国IPGセミナー「韓国における営業秘密漏えい対策」を開催しました



営業秘密として保護される知的資産は、企業が長い時間と費用をかけて形成するものであり、収益創出の源泉である一方、その流出時には大きな被害を受けることになります。

ジェトロ・ソウル事務所では、2015年に韓国の制度・事例に特化した「営業秘密流出対応マニュアル」を作成しましたが、この度、最新の法改正、営業秘密侵害事例、統計及び判例を変更・追加するとともに、実務上の対応方法に関する内容を追加、補強した「韓国における営業秘密管理マニュアル」を作成し、2022年5月に公表しました。併せて、2022年4月21日に、第31回韓国IPGセミナー（特許庁委託事業）を開催し、「韓国における営業秘密管理マニュアル」の作成に携わった韓洋国際特許法人の金世元（キム・セウォン）弁理士、姜錫勳（カン・ソクフン）弁理士から、「韓国における営業秘密漏えい対策」と題して、マニュアルの内容に触れつつご講演いただきました。加えて、ジェトロ・ソウル事務所副所長土谷慎吾から、最近の韓国知財ニュースについて紹介しました。

今回のセミナーは、新型コロナウイルスの感染状況に鑑みて完全オンライン形式で行いました。以下、主な内容を紹介します。

●韓国における営業秘密漏えい対策

－ 韓洋国際特許法人

1. 韓国における最近の営業秘密侵害事例

中小企業相手の技術奪い取り事件(HANWHA Solutions vs SJ INNO TECH)

2011年、HANWHA Solutions（以下、「HANWHA」）とSJ INNO TECH（以下、「SJIT」）とは、太陽光スクリーンプリンタを製



金世元 弁理士



姜錫勳 弁理士

造委託する合意書を作成し、下請け契約を締結しました。HANWHAは、2011年から2014年まで、6回にわたりSJITに4種類の技術資料を要求しました。その後、HANWHAは独自技術の開発に着手し、2015年、スクリーンプリンタを独自生産することになり、SJITとの下請け契約を解約します。

これを受けてSJITは、HANWHAがSJITの提供した技術資料を流用して太陽光製品を製造しHANWHAの系列会社に納品した行為は、下請け法上の技術奪い取り行為に該当すると主張して損害賠償を請求しました。一方HANWHAは、SJITが提供した技術資料は、下請法により保護される資料ではないと主張しました。下請法上の技術資料とは、秘密として管理される製造・修理・施工または用役遂行方法に関する資料、その他営業活動に有用で、かつ独立した経済的価値を有するものとして大統領令で定める資料を意味します。

第1審では、原告のSJITが被告のHANWHAに提供した承認図面、マニュアル、レイアウト図面などは、下請法で保護される技術資料ではないとし、原告敗訴の判決を言い渡しました。一方、控訴審では、マニュアルに添付された図面を下請法で保護される技術資料とみなし、HANWHAが技術資料を無断で利用したと認めました。また、契約期間中に競合他社の地位で技術情報を無断で流用したにもかかわらず、被害救済のために何ら努力をしていなかった点を考慮し、2倍の懲罰的損害賠償責任（計10億ウォン）を認めました。

本事件は、韓国の大企業と中小企業間の技術流用紛争の民事訴訟であり、一部であっても中小企業が勝訴したのは韓国で初めてのケースでした。本ケースでは、2倍という過去最大の懲罰的損害賠償が認められましたが、それでもSJITが技術開発にかけた開発費（約40億ウォン）には及ばない賠償額であった点は、限界ともいえます。下請関係において、この判決から導かれる留意点は以下のとおりです。

- (1) 下請契約によって技術資料を提供する場合、技術資料の活用範囲について文書化する。
- (2) 技術資料任置制度を積極的に活用する。
- (3) 親事業者であっても、今後法的紛争が生じないように、技術開発時には開発履歴を詳細に記録し、開発された技術が独自開発によるものであることを明確にする。

II. 韓国における営業秘密保護制度

1. 営業秘密の要件

「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第2号

「営業秘密」とは、公然と知られておらず、独立した経済的価値を有するものであって、秘密として管理された生産方法、販売方法、その他営業活動に有用な技術または営業上の情報をいう。

【要件1】非公開性

非公開性において秘密性とは、その情報が刊行物などの媒体に載せられるなど、不特定多数の人に知られていないため、保有者を通じてにはその情報を通常入手できないことを意味します（大法院2008.4.10. 宣告2008ド679判決）。すなわち、非公開とは、絶対的秘​​密を意味するのではなく、一部または一定の範囲の人たちが知っているとしても秘密として保持されていれば十分です。

例えば、あるアイデアが、韓国国内で使用されたことはなくても海外で既に公開又は使用されたことにより、そのアイデアの経済的価値を得ることができる者に知られている状態であれば、そのアイデアは営業秘密とは認められない一方、海外の技術を輸入・改良して秘密として管理している場合、その技術は営業秘密に属します。

【要件2】独立した経済的価値（経済的有用性）

独立した経済的価値は、「その情報の保有者がその情報の使用を通じて競争者に対し競争上の利益を得た、またはその情報の取得や開発のために相当な費用や努力が必要であること」を意味します。したがって、格別の努力なく逆設計で得られる情報は経済的価値が否定されます。営業秘密の独立した経済的価値は、秘密性に由来します。よって、営業活動にすぐ利用できるほど完成した状態に至っていないもの、実際に第三者に何の助けも与えたことがないものであっても、独立した経済性を認定することが可能です（大法院2008.2.15. 宣告2005ド6223）。日本では営業秘密の要件の一つとして「有用性」を定めていて、韓国では「独立した経済的価値性」を定めていますが、判例では、有用性と経済的有用性とを区分してはいません。

【要件3】秘密管理性

旧法上の秘密管理性の意味は、「その情報が秘密と認識され得る表示をするか、告知をし、その情報にアクセスできる対象者やアクセス方法を制限するか、その情報にアクセスする者に秘密遵守義務を課すなど、客観的にその情報が秘密に保持管理されているという事実が認識可能な状態であること」でした。

しかし、2019年法改正により、旧法における「合理的努力」の文句が削除され、秘密管理性の要件が緩和されました。ただし、依然として「秘密として管理」の文句が存在するため、引き続き営業秘密保有者の秘密管理行為が求められます。

日本と韓国の判例に照らして求められる秘密管理性の水準

媒体の種類	管理方法
紙媒体	・秘密の表示 ・施錠装置のある文書箱・金庫・引き出し等に保管

電子媒体	・記録媒体に秘密表示の添付 ・電子ファイルのフォルダ名に「秘」の付記 ・パスワードの設定、アクセス、流出記録の把握プログラムを設置 ・電算ネットワークにファイアウォール・ワクチンプログラムを設置
物に営業秘密が化体された場合(製造機械、金型等)	・物がある場所に「関係者以外立ち入り禁止」の表示 ・写真撮影禁止の表示 ・該当物のリスト化、閲覧共有化
媒体がない場合	・該当情報の範囲・カテゴリーを口頭で伝えるか、立証などの観点から、リスト化・文書化して可視化
その他	秘密であることを告知、アクセス対象者・方法の制限、セキュリティ教育、事務室・研究室などの立ち入り制限・禁止、競業禁止契約書・秘密遵守契約、情報漏えいなどに対する懲戒措置、セキュリティ責任者の設定、出入カード、指紋認識、監視カメラの設置、取引先などの管理

2. 営業秘密侵害に対する法的救済

営業秘密侵害に対する法的救済は、民事的救済と刑事的救済に分けることができます。

民事的救済には、侵害禁止・予防請求、損害賠償請求、不当利得返還請求、信用回復請求、競業禁止請求などがあります。とりわけ、競業禁止請求においては、競業禁止約定がある場合、合理性が認められて有効であれば請求ができます。一方、競業禁止約定がない場合、「労働者が転職した会社で、営業秘密に関連する業務に従事することを禁止しなければ会社が営業秘密を保護できないという特殊な事情がある場合には、具体的な転職禁止約定がなくても、営業秘密保護法上の禁止請求権の内容として、競業禁止請求をすることができる」という韓国大法院の判決がありました。

刑事的救済には、営業秘密保護法による対応、産業技術保護法、防衛産業技術保護法、情報通信網法などの特別法による対応、一般刑法による対応、一般商法における特別背任罪による対応などがあります。その他に公正取引委員会への申告、貿易調査委員会への調査申請、調停及び仲裁などにより対応することができます。

III. 韓国における営業秘密流出実態

営業秘密流出の新たな類型として、標的型メール攻撃とランサムウェアが出ています。

標的型メール攻撃とは、攻撃者が不正プログラムを添付したメールを送付し、政府機関や先端科学技術保有企業がこのメールを開封すると、不正プログラムに感染し、秘密情報が窃取される手法をいいます。また、ランサムウェアとは、コンピューターのファイルを暗号化し利用不能にした上で、そのファイルの復旧と引き換えに金銭（ビットコインなどの仮想通貨）を要求する悪性コードのことをいいます。主にメール内のURLアドレスをクリックするか添付ファイルを開封するこ

とで発生するほか、攻撃者が作った闇サイトへのアクセスを通じても感染することが報告されています。

このような新たな営業秘密流出類型に対応するため、メールの添付ファイルやリンク（URL）などに注意し、疑わしいものは開封しないことが重要です。また、コンピューターとファイル共有サーバーは定期的にバックアップを行うとともに、バックアップから復元できることを確認してください。OSや使用ソフトウェアを最新の状態に保つことも大事です。さらに、ウイルスに対応できるソフトウェアを導入し、ウイルスを定義するファイルを常に最新バージョンに保ってください。

IV. 営業秘密の流出を防止するための対策

1. 営業秘密管理体系の構築

営業秘密の流出を防止するためには、営業秘密管理体系の構築が必要です。まずは職員の入社時に営業秘密遵守契約書及び競業禁止契約書の提出を求めます。新規職員が職務経験者である場合、前職在職時に結んだ営業秘密保護契約や競業禁止契約の存在有無及び内容を確認します。在職中の職員に対しては、入社時に受けた営業秘密遵守契約書に加えて、別途の秘密取扱認可を与えることが好ましく、また、業務成果に対して段階ごとに報奨体系を確立することも重要です。しかし、実際には在職者による営業秘密の流出よりも、退職者による流出がはるかに多いため、退職者には保護義務のある営業秘密の種類をより細分化した営業秘密保護契約書の提出を求める必要があります。また、退職者が使用したパソコン、資料などはすべて返却させ、社内イントラネットのID及び電子メールIDは直ちに削除してください。

2. 営業秘密流出時の対応

流出事実が見つければ、報告体系に沿って直ちに報告します。その後、関連部署、役職員の業務内容、記録物へのアクセス状況などを把握します。さらに、流出技術の使用が疑われる企業に対して、当該技術の開発及び関連製品発売などの動向を把握します。追加流出の恐れがある場合、重要文書などを回収するとともに外部流出が疑われるネットワークなどの経路も遮断することで、追加流出を防止します。また、営業秘密流出の立証のために証拠資料を確保することも重要です。流出現場の状況、PCのHDDなどの関連物品は保存しておいてください。また、写真やビデオ、陳述書なども迅速に確保してください。その際は、証拠の信憑性を高めるため、主体、日時、場所、証拠確保の経緯などを詳細に記録します。

被害事実を立証するために必要な書類には (1) 流出技術の説明資料、(2) 被疑企業に関する資料、(3) 被疑者特定のための資料、(4) 被疑者の使用資料、(5) 被害技術の管理方法などがあります。ここ

初動対応プロセス



(出所: セミナー発表資料)

で、流出技術の説明資料とは、図面、仕様書などの流出した技術の内容を説明できる資料を言います。被疑者の使用資料には、会社のアカウントや資料、アクセス内訳、電算ネットワークへのアクセスログ、デジタル機器などがあり、被害技術の管理方法には、ア

クセス権の設定内容、秘密管理システムなどがあります。IPG

● 最近の韓国知財ニュース (主要部分のみ抜粋)

- 土谷慎吾 ジェトロソウル事務所副所長

韓国大統領選

韓国大統領選は、革新系与党「共に民主党」の李在明(イ・ジェミョン) 候補と保守系野党「国民の力」の尹錫悦(ユン・ソンニョル) 候補の事実上の一騎打ちとなり、2022年3月9日の投票の結果、尹錫悦候補が1639万4815票(48.56%)、李在明候補が1614万7738票(47.83%)を獲得し、尹錫悦候補が激戦を制しました。大統領選の公約には知財制度に関する言及はなく、また、2021年12月末に、「第3次国家知識財産基本計画(2022~2026)」と「第1次不正競争防止及び営業秘密保護基本計画(2022~2026)」の2つの5か年計画が策定されたばかりであるため、政権交代による知財政策への影響は限定的とみられる一方、政権交代そのもの、及び、政権と国会とのねじれ状態の影響により、法案審議が遅れることも考えられます。



韓国知財法の改正状況 (いずれも2022年4月20日施行)

1. 審判請求期間、再審査請求期間の延長 (特許法、商標法、デザイン保護法)

これまで、30日以内だった審判請求期間および再審査請求期間を3ヵ月以内に延長することで、出願人の利便性向上を図る改正です。これまで建議事項として日本から要望してきたもので、2020年度建議事項に対する韓国政府回答に沿ったものとなります。他方、拒絶理由通知に対する在外者の指定期間延長については今回の改正に含まれていません。

2. 分離出願制度の導入 (特許法)

拒絶査定不服審判の棄却審決(拒絶査定を維持)を受けた後も、出

願で拒絶されなかった請求項のみを分離して出願することができる「分離出願制度」が導入されました。

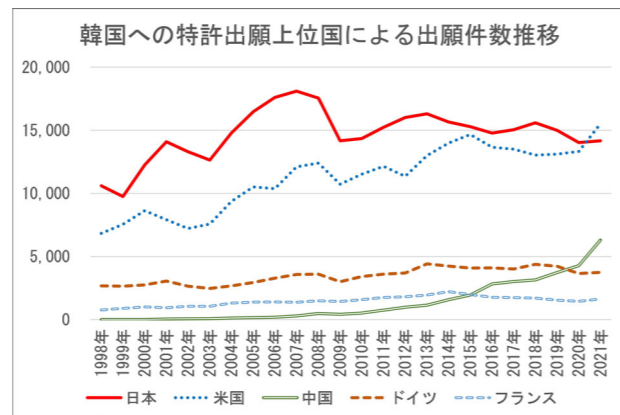
3. 「限定提供データ」の不正取得・使用等に対する民事措置の創設 (不正競争防止法)

日本でいうところの「限定提供データ」について、データの不正使用行為を法律に明確に規定して、その不正取得・使用等を不正競争行為とすること、また、「技術的制限手段」の効果を妨げる行為に対する規律の強化に関する改正がなされました。

法改正以外の韓国知財関連トピック

1. 日本から韓国への特許出願件数が2位に低下

外国から韓国への特許出願の件数は、日本が長らく首位でしたが、2021年に米国に首位を明け渡し、2位に低下しました。



出典: 韓国知的財産統計年報(1998-2020年)、韓国知識財産統計FOCUS(2021年)に基づいて作成

2. 人工知能は、エジソンになれるのか?

2022年3月23日、韓国特許庁は、「人工知能(AI)と知識財産白書」(184頁)と題する白書を発行し、人工知能を特許法上の発明者として認めるか否かについて、これまでの議論を整理するとともに、今後の方向を提示しました。

これによると、韓国政府は、現時点で急いで法改正をせず、保護の必要性、国際調和を踏まえ、中長期的に立法を推進する方針です。IPG



正解は③メタバースです。韓国政府は、仮想空間における知的財産の保護について、積極的に研究を行っています。(2022年4月4日付け知的財産ニュースに掲載)



※ジェトロ韓国知財ウェブサイト毎日発信している知財ニュースの中から、ピックアップしてお届けします。詳細な記事、その他のニュースについては、ウェブサイトの「ニュース速報」をご覧ください。
https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/

① 韓国特許庁、Kポップグッズ関連偽造品の取締り及び啓発を実施

| 韓国特許庁 (2022.3.7)

日常回復への期待感とソーシャル・ディスタンスの緩和により、韓国の主要エンターテインメント各社が少しずつ対面Kポップコンサートを準備している。対面公演の再開に伴って人気歌手のグッズ市場も活性化すると期待され、Kポップの人気に便乗したグッズ関連偽造品の流通も増加すると予想されている。

2019年9月、韓国特許庁の産業財産特別司法警察はBTSグッズ関連偽造品をオンライン・オフライン上で流通させた卸売業者4社の関係者を刑事立件し、商標権侵害物品約7,600点を押収したことがある。韓国特許庁は、2022年2月21日から3月14日まで韓国音楽コンテンツ協会および韓国の主要エンターテインメント(HYBE、SM、JYP、YG)と共に主要オンライン市場を対象にKポップグッズ関連偽造品の集中調査を行っており、取締りの過程で集めた情報を基に大規模・常習販売者に対しては企画捜査も実施する計画である。

② 韓国国内で初めて発明体験教育館を開館 | 韓国特許庁 (2022.3.15)

韓国特許庁と慶尚北道教育庁は3月15日火曜日14時に、慶尚北道の慶州で「慶尚北道教育庁発明体験教育館」の開館式を開催した。韓国国内初の発明専門教育機関の「慶尚北道教育庁発明体験教育館」は、学生たちが発明体験を通じて未来のイノベーターに成長するようサポートし、一般市民が発明を親しみやすく感じて身近で接することができるよう、特許庁と慶尚北道教育庁が共同で設置した。「慶尚北道教育庁発明体験教育館」は、発明を基盤とする3つの展示・体験空間(発明チェウム館、挑戦ヒェコム館、未来キウム館)で構成されており、市民の休憩空間であるオウリム広場と駐車場も用意されている。

慶尚北道教育庁発明体験教育館の展示・体験館は、オンライン予約を通じてすべての学生と市民が無料で利用することができる。

③ 韓国の人工知能半導体技術、特許で底力を確認

| 韓国特許庁 (2022.3.22)

韓国特許庁は、経済追撃研究所と共に特許情報を活用して「人工知能(AI)半導体」の産業競争力を深層分析した研究結果を3月22日火曜日に発表した。

世界的に人工知能半導体の特許申請は最近(2016年→2019年)3倍以上急増した。このような増加傾向は2016年のアルファ碁とイ・セドルの対局後、人工知能への国際的関心や開発ブームによるものと見られる。主要国別に見ると、全体的に、人工知能半導体分野(第1~3世代)で米国(37%)と中国(36%)が世界中の特許申請を両分しており、韓国は3位に上った。

世界最大の市場であり、コア技術を中心に特許が申請される米国での特許動向を見ると、全分野で米国が圧倒的1位となっている。韓国は人工知能半導体第1・2世代で中国、日本、台湾と2位の座をめぐって激しく競争している構図であるが、次世代新技術の第3世代、ニューロモルフィックでは日本と台湾を抜いて大差で2位を取った。現在は人工知能半導体技術で多少遅れを取っているが、今後、ニューロモルフィック技術を中心に米国と共に韓国が先頭に立てるという肯定的なシグナルとして捉えられる。一方、人工知能半導体の世代別の主な特許申請人を見ると、全分野でインテル、IBM、サムスン電子など、既存の半導体・コンピューティング分野の強者が上位に上っている中、次世代ニューロモルフィック分野では、サムスンとSKハイニックスがそれぞれ2位と5位に上った。

④ メタバース関連NFT、コンテンツ特許出願前年比それぞれ5.3倍、2.8倍急増 | 韓国特許庁 (2022.4.4)

新型コロナウイルス感染症拡大以降、非対面デジタル社会が本格化し、未来のコメとしてメタバースが注目されている中、メタバースに係るNFTおよびコンテンツの特許出願が大幅に増加したことがわかった。

韓国特許庁によると、メタバース関連特許は最近10年間(2012年~2021年)年平均24%に増加し、特に2021年には1,828件が出願され、前年比約2倍増加した。デジタル資産の管理、認証、セキュリティなどに向けたNFT関連特許は2017年から本格的に出願が始まり、最近5年間(2017年~2021年)年平均143%増加し、2021年には前年比5.3倍以上急増した。また、芸能、学習、ショッピング、ファッション、健康、ゲームなどのメタバースコンテンツ関連出願は2017年から2021年まで年平均37%の高い増加率を示し、2021年には2020年より2.8倍以上急増した。これは、世界の主流文化に成長したポピュラー音楽、ドラマ、ゲームなどのようなKコンテンツがメタバースコンテンツに拡張し、その成果に対するデジタル資産化の悩みが特許申請につながったものと見られる。

一方、特許庁はNFTが知的財産全般に及ぼす影響を分析し、多様な争点を見出すために「NFT・知的財産(IP)専門家協議体」を今年1月に発足させて制度の改善事項、特許の行政活用方策などを深く検討している。IPG

第3次国家知識財産基本計画（2022-2026年）の概要



韓国では、部処横断的に知的財産政策を推進するための司令塔として、大統領直属の「国家知識財産委員会」（日本の「知的財産戦略本部」に相当。）が設置されており、同委員会は5年毎に知識財産基本計画を策定するとともに、その基本計画の下に、毎年知識財産施行計画を策定・実行することとされています。

2021年12月27日、第30回国家知識財産委員会が開催され、第3次国家知識財産基本計画（2022-2026年）が策定・公表されましたので、本稿では、この概要（ビジョン、目標、5大推進戦略・16大推進課題）についてご紹介します。

<ビジョン>

知的財産基盤のグローバル革新先導国家の実現

<目標>

1. 国家戦略分野の核心IP競争力確保

標準特許占有率の拡大：2020年18% → 2026年23%

2. IP基盤の国家革新成長持続およびグローバル強小企業育成

IP貿易収支黒字転換：2020年-18.7億ドル → 2026年黒字

3. デジタル経済におけるIP侵害防止および保護力量強化

IP保護水準(IMD)：2021年世界36位 → 2026年世界20位

<5大推進戦略・16大推進課題>

戦略1. デジタル大転換時代の核心IP創出・活用促進

推進課題1. 国家戦略産業分野の核心IP創出

推進課題2. IP成果活用のための技術移転および事業化の推進

推進課題3. デジタル環境変化に対応する先制的・制度整備

戦略2. 戦略的IP保護体系の強化

推進課題1. 国家核心技術の戦略的IP保護の強化

推進課題2. 国内外のIP侵害防止および保護体系の強化

推進課題3. IP紛争解決体系の高度化

戦略3. IP基盤のグローバル強小企業育成

推進課題1. IP基盤の革新型創業促進

推進課題2. 中小・ベンチャー企業のIP金融支援拡大

推進課題3. 中小・ベンチャー企業のIP基盤グローバル進出促進

戦略4. 新韓流拡散を先導するKコンテンツの育成

推進課題1. 次世代・高品質K-コンテンツ創出・活用支援

推進課題2. K-コンテンツ保護体系の強化

推進課題3. K-コンテンツ拡散のための基盤組成

戦略5. グローバルIP先導国家基盤の組成

推進課題1. IP人材育成および専門性の強化

推進課題2. グローバルIP協力イシュー対応

推進課題3. 生物遺伝資源の確保および管理体制の構築

推進課題4. IP価値の拡散および地域IP競争力向上のための基盤強化

残念ながら紙数の関係で項目のみしかお伝えできませんでしたが、第3次国家知識財産基本計画の詳細については、韓国国家知識財産委員会のウェブサイトでご確認いただくか、今後弊所ウェブサイト日本語訳を提供予定ですので、そちらをご覧ください。

本基本計画に基づいて、今年3月にも2022年の知識財産施行計画が策定される見込みです。

日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所 副所長 土谷 慎吾（特許庁出向者）
2001年日本国特許庁入庁。通信・半導体分野の審査官・審判官、情報技術統括室室長補佐、審判課課長補佐、主任上席審査官等を経て、2020年7月から現職

コロナ禍でも伸びる韓国の産業財産権出願件数



韓国の産業財産権（特許・実用新案・デザイン・商標）の出願件数は、近年大幅な伸びを示しており、四法合計で2019年には初めて50万件を、2020年には55万件を突破し、2021年の数字がどうなるか、注目が集まっています。

果たして、2022年1月11日の韓国特許庁発表によると、2021年の産業財産権出願件数は、過去最高の592,615件でした。本稿では、日本の出願件数（2021年の出願件数は本稿執筆時点で未公表）との比較も交えて詳細をご紹介します。

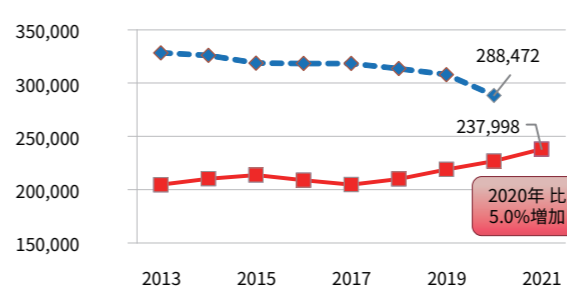
※実用新案については、件数が少ないため割愛。

1. 特許

韓国特許庁への特許出願は、過去最高の23万7998件を記録しました。この件数には日本、米国等の外国からの出願も2割強含まれている点に留意が必要（後述するデザイン、商標は1割前後）ですが、マジョリティは韓国国内からの出願となります。

日本国特許庁への出願件数は、2001年に43万9千件余りとなったのをピークに、量から質への転換が進み、徐々に減少する傾向にある一方、韓国出願は対照的に増加傾向にあり、これが継続するのか、変曲点を迎えるのかが注目される所です。韓国の特許出願は日本と異なり、中小企業、個人出願人によるものが多く、動向予測は困難です。

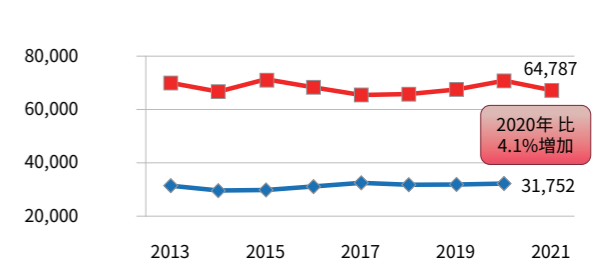
特許出願件数



2. デザイン

韓国特許庁へのデザイン出願は、近年横ばい傾向にありますが、概ね日本の意匠出願の2倍の件数があり、制度活用意欲が旺盛な状態が続いています。

デザイン 出願件数

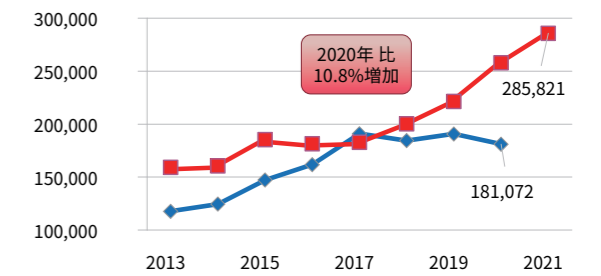


3. 商標

商標出願の件数はその国の景気動向に左右されるといわれます。韓国特許庁への商標出願は近年大幅に増加しており、2021年は前年に続いて2桁%の増加となり、特許とともに過去最高件数を更新しました。

韓国特許庁によると、コロナ禍の世相を反映し、特にデジタル放送通信、ソフトウェア開発、SNS、オンラインショッピングモールなどのサービス業に関する出願が増えているとのこと。デザインと同様、近年韓国の出願件数は日本よりも多い状況が続いています。

商標 出願件数



産業財産権の出願件数は国のイノベーション力を表す重要指数であり、数は力という側面がある一方、数だけではなくその質も重要で、韓国でも大企業を中心に既に量から質への転換が進みつつあるといわれています。

韓国は、主要国の中で、単位人口当たり、単位GDP当たりの産業財産権出願件数が群を抜いて高い状況が続いています。韓国の出願件数の上昇トレンドはまだまだ続くのか、それとも変曲点を迎えるのか、2022年の出願動向に注目です。

日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所 副所長 土谷 慎吾（特許庁出向者）
2001年日本国特許庁入庁。通信・半導体分野の審査官・審判官、情報技術統括室室長補佐、審判課課長補佐、主任上席審査官等を経て、2020年7月から現職

追う立場から追われる立場に変わった韓国



昨年末、「第3次国家知識財産基本計画（2022-2026）」が策定・公表されました。この基本計画は韓国の知的財産政策の今後を占う最重要ドキュメントといえるものですが、ときを同じくして、もう1つ知的財産政策関連の基本計画が策定・公表されました。「第1次不正競争防止及び営業秘密保護基本計画(2022～2026)」です。「第1次」とあることから分かるように、これは今回初めて策定された計画となります。本稿では、この新しい基本計画についてご紹介します。

1. 策定の背景

不正競争防止及び営業秘密保護基本計画は、2021年4月21日に施行された、韓国「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」の改正で追加された、第2条の2が根拠条文となっており、本基本計画が法改正を受けた最初の計画となりました。

では、韓国政府はなぜこの時期に基本計画を策定することにしたのでしょうか。この答えは、上記の法改正の「改正理由」（2020年10月20日付け官報）に記載されています。一部抜粋して引用します。

「韓国における知的財産保護の水準はOECD加盟国等に比べて不十分な状況であり、大企業による中小企業の技術奪取及び競争国への技術流出現象等が深刻化している。第四次産業革命時代に備えるためには、国家競争力の中心的な要素である知的財産の保護を国レベルの課題として選定し、戦略的に対応する一方、違法行為の責任をより重くすることにより、市場の秩序を公正に維持する必要がある。」

よくいわれるように、従来、韓国の産業は、日米欧をはじめとした国々から技術を導入するキャッチアップ型でしたが、製造業を中心に技術情報の蓄積が進み、近年では他社・他国から追われる立場となり、特に半導体、バッテリーなど、韓国の稼ぎ頭の分野で外国への技術流出が指摘されるようになりました。このような状況の変化に伴って、営業秘密の流出防止や不正競争行為への対応もこれまで以上に求められるようになったといえます。

2. 基本計画の概要

(1) 営業秘密保護部門

[ビジョン]

営業秘密保護強化による革新基盤の構築及び国家競争力の引き上げ

- [目標]
- ・韓国の営業秘密保護水準の向上
 - ・営業秘密保護強化による経済的な被害予防
 - ・企業における営業秘密管理体系の構築拡散


- [戦略]
- ① 営業秘密の流出防止に向けた事前予防の強化
 - ② 新しい環境変化に対応できる営業秘密保護基盤の構築
 - ③ 営業秘密の流出に対する多角的な対応力量の引き上げ

(2) 不正競争防止部門

[ビジョン] デジタル環境における公正な競争秩序の確立

- [目標]
- ・韓国の不正競争防止水準の向上
 - ・不正競争行為の防止による経済的な被害予防

- [戦略]
- ① デジタル環境変化に対応した法体系の整備
 - ② 執行実効性の確保及び通商規範のグローバル調和

紙数の関係で、基本計画の詳細はお伝えすることができませんが、「第3次国家知識財産基本計画（2022-2026）」と合わせ、弊社ウェブサイトでは仮訳を提供しております。ご興味のある方は是非ご参照ください。 

日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所 副所長 土谷 慎吾（特許庁出向者
2001年日本国特許庁入庁。通信・半導体分野の審査官・審判官、情報技術統括室室長補佐、審判課課長補佐、主任上席審査官等を経て、2020年7月から現職口）ソウル事務所副所長 土谷慎吾